

2024年11月24日

平和への権利・東京宣言

青年法律家協会弁護士学者合同部会  
第18回人権研究交流集会

前文

1 「平和」 それは、つねに人類の渴望してやまないものである。

2 大日本帝国は、明治維新以降、朝鮮半島や中国大陸をめぐり、日清、日露戦争といった侵略戦争を遂行した。また、1931年の柳条湖事件に端を発する日本の中国大陸の侵略が、日中戦争及びアジア・太平洋戦争を引き起こし、アジアの人民に大きな被害を生じさせた。

アジア・太平洋戦争の末期には、日本で唯一の地上戦が沖縄で行われ、県民の4人に1人が犠牲となり、戦後も米軍の統治下におかれた。

さらに戦争終結直前に投下された原子爆弾により、2021年までに確認できているだけで、広島では、約32万人、長崎では約18万人の人の命が奪われた。生き延びた被爆者にとっては、家族や友人を失った深い悲しみ、体に残された傷跡、長い年月を経ても細胞を蝕み続け、様々な病気を引き起こす放射線による影響、被爆者であるが故の差別や生活苦がある。原爆は被爆直後だけでなく、生涯にわたり被爆者を苦しめている。

近代の日本は、侵略・戦争を繰り返し、私たちは、日本が行った戦争によって、アジア・太平洋地域で2000万人を超える人々の生命が奪われ、多数の方々の暮らしが大きく損なわれたことを忘れてはならない。私たちは、過去のあやまちを反省し、今後このようなことを二度と繰り返してはならない。

3 現在の日本では、軍事大国化への動きが加速し、集団的自衛権の行使が容認され、敵基地攻撃能力の保有に道が開かれようとしている。これと関連して特定秘密保護法の制定や共謀罪の創設など、思想、言論、集会、結社の自由や団体行動の自由が否定されようとしている。

このまま自由と人権が否定されていくなれば、再度近代の戦争の時代がくることはだれが見ても明らかである。

4 沖縄県では、いまでも県の総面積の8%が米軍基地であり、航空機等の飛行の安全性の問題、騒音問題、基地の移設の問題、米兵の犯罪の問題など、数々の問題が発生している。近年では、これまで軍事基地がなかった南西諸島に自衛隊の駐屯地・弾薬庫が設置され、ミサイル部隊が配備されている。

武力衝突が現実のものとなったとき、基地、武器庫又は弾薬庫は真っ先に攻撃される対象となる。その場合、周辺住民の生命及び身体の安全が脅かされ、周辺住民は、平和で静謐な生活環境で幸せに生きることができなくなる。

武力衝突が現実のものとなっていないときにおいても、軍事基地が多数あることにより、周辺住民は、恐怖のうちに生きることを余儀なくされている。

とりわけ、日米安全保障条約の下において、アメリカ合衆国の軍事戦略の一翼を担わされることにより、米軍基地の周辺で暮らす住民の生命及び身体の安全に対する危険性、及び平和で静謐な生活環境での幸せな暮らしが奪われる不安も増大している。

すべての人は、基地のない環境で、平和で平穏に生活する権利を有するのであり、それらを具体化する権利が保障されなければならない。

5 日本国は、戦争被爆国として、アジア・太平洋戦争における悲惨な原爆の被害を忘れてはならないと確信し、数々の核廃絶に向けての運動を展開してきた。環境に被害を及ぼす武器の使用、特に大量破壊兵器等の使用は、国際人道法に違反し、かつ健康的で持続可能な環境に対する権利および平和への権利に反するものである。

2024年、日本原水爆被害者団体協議会は、長年「核兵器のない世界を達成する努力、また、被爆者の証言を通じて核兵器が二度と使われてはならないということをもつて示してきた」ことを理由に、ノーベル平和賞を受賞した。この日本被爆者協会の活動は、戦争被爆国として、悲惨な核兵器の被害を知る者として、二度と核兵器の被害を繰り返さないことを目指したものである。

私たちは、この活動に倣い、地球上から核兵器を含めた大量破壊兵器を根絶する責務を果たさなければならない。

6 歴史的に、戦争状態になれば敵国の人を殺してもよいとか、自衛権行使のためならば人を殺傷してもよいなどと理解されてきた。しかし、戦争や自衛権行使といっ

た国家の都合によって、個人が命を落とすことがあってはならない。これは人権侵害に他ならない。

現実に、自衛権行使を口実にした武力行使によって、一般市民が無差別に殺戮され続けている。

自国以外の人にも、生まれながらにして人権があり、普通に生きる自由があり、それは互いに尊重しなければならない。私たちは、家族が殺される哀しみや怒り、空爆や銃撃に日常的にさらされる恐怖もまた、国籍等に関係なく抱く感情であることに思いをいたして、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのである。

7 人権としての平和は、国連憲章、世界人権宣言、国際人権規約において、平和の裡に生きる権利が認められ、その後、1978年国連総会で採択された「平和に生きる社会の準備に関する宣言」や1984年に国連総会で採択された、「人民の平和への権利についての宣言」など、その権利保障を具体化させる取り組みが続けられてきた。

そして、2010年に国連に提出されたNGO サンチアゴ宣言、2012年には人権理事会において諮問委員会案が作成され、2016年には国連総会において「平和への権利宣言」が採択されてきた。

これらの「平和への権利」を具体化させる取り組み、日本国憲法の平和的生存権や、日本国における裁判例で認められた基本的人権の理念及び他国で具体化された例を参考にしつつ、以下の平和への権利宣言の条文案を提案する。

## 第一章 平和のうちに生存する権利 総則

### 第1条（平和のうちに生存する権利）

すべての人は、平和のうちに生存する権利を有する。

### 第2条（平和のうちに生存する権利の義務者）

1 平和のうちに生存する権利は、普遍的、不可分、相互依存的かつ相互関連的なものであり、すべての国家、団体は、平和のうちに生存する権利を実現する義務を負う。

2 すべての個人は、その権利を濫用し、他人の平和のうちに生存する権利を侵害してはならない。

### 第3条（平等）

平和のうちに生存する権利は、人種、出身、国籍、民族もしくは社会的な出自、皮膚の色、性別、性的指向、年齢、言語、宗教もしくは信念、政治的もしくはその他の意見、経済的な境遇もしくは資産、多様な身体的もしくは精神的な機能、市民的地位、出生またはその他いかなる条件をも理由とした区別または差別なく、実施されなければならない。

## 第二章 戦争の放棄

### 第4条（戦争及び武力行使の放棄並びに戦力の不保持）

- 1 すべての国家は、外国の軍隊も含めて、その領土内に兵力を保有してはならない。また、兵器など軍需品の生産力や物資輸送力を含めた、総合的な戦争遂行能力の保有も禁止される。
- 2 すべての国家は、すべての戦争と、武力による威嚇又は武力の行使、及び戦争を誘発する行為を永久に行ってはならない。
- 3 すべての国家は、他の当事者が遂行している戦争や武力行使に対し、派兵、武器・弾薬の供与、物資輸送の協力など、方法を問わず、関与してはならない。
- 4 すべての人は、すべての国家に対し、戦力の保有、戦争、武力の行使及び他国への戦争協力を行わないよう求める権利を有するとともに、すべての国家がそれらの行為を行わないよう不断の努力をもって監視しなければならない。

### 第5条（平和的な手段による紛争の解決）

すべての国家は、自らが当事者となっているいかなる紛争の解決において、平和的な手段を用いなければならない。

### 第6条（国際平和の確立・維持及び強化の義務）

すべての国家は、すべての人権および基本的自由の促進を基盤とした国際システムにおいて、国際平和の確立、維持および強化を促進しなければならない。

## 第三章 人間の安全保障の権利

### 第7条（人間の安全保障の権利）

- 1 すべての人は、本章に規定する人間の安全保障の権利を有する。
- 2 人間の安全保障の権利は、恐怖と欠乏にさらされない権利を含み、思想、良

心、表現、信仰および宗教の自由を含む。

- 3 欠乏にさらされない権利は、持続可能な発展への権利ならびに経済的、社会  
的および文化的権利の享受を意味する。

#### 第8条（平和のうちに生きる権利）

すべての人は、いかなる種類の暴力の標的とされることがなく、身体的、知的、道徳  
的および精神的な自らの能力を全面的に発展させることができるように、平和のう  
ちに生きる権利を有する。

#### 第9条（犯罪や武力行使から保護される権利）

- 1 すべての人は、戦争や自衛権行使により殺傷されない自由ならびに集団殺害、  
戦争犯罪、自衛権の行使を含むすべての武力の行使および人道に対する犯罪  
から保護される権利を有する。
- 2 すべての国家は、その管轄地内において前項の犯罪の発生を防がなければなら  
ない。
- 3 国家が、その管轄地内において前項の犯罪の発生を防ぐことができない場合  
には、当該国家は、国際連合加盟国および国際連合に対して、国際連合憲章お  
よび国際法を遵守しつつ、この責任を果たすよう求めなければならない。

#### 第10条（基地、武器庫、弾薬庫のない環境に暮らす権利）

- 1 すべての人は、自国及び外国の基地、通信施設、武器庫、弾薬庫、その他の軍  
事施設（以下「軍事施設」という）のない環境に暮らす権利を有する。
- 2 すべての人は、その居住する自治体において、住民投票（基地をつくることに  
関係してその地域に移り住んだ人々を含まない形での住民投票）によらずに、軍  
事施設を新たに作られない権利を有する。
- 3 すべての人は、軍隊による犯罪から保護される権利及び軍事施設による騒音、  
環境汚染を受けない権利を有する。
- 4 すべての人は、軍事施設が存在を知る権利がある。武器庫や弾薬庫を「倉庫」  
と表現して報道することでは、真実を報道することにはならないことを私たちは  
確認する。
- 5 軍隊に関する法令、条約、その他国家間のあらゆる取り決め、協定（以下本項  
において「法令等」という）については、利害関係を有するすべての自治体の住

民投票においてその過半数の同意を得なければ、効力を有しない。

#### 第四章 平和を維持するための活動

##### 第11条（平和維持活動）

すべての国家および国際連合は、平和維持活動の任務の中に、民間人の包括的および効果的な保護を、優先目的として含めなければならない。

##### 第12条（マイノリティの役割の促進）

- 1 すべての国家、国際組織とりわけ国際連合、および市民社会は、紛争の防止、管理および平和的解決において、女性、性的少数者及びその他のあらゆるマイノリティの人々（以下、本条及び第23条において「マイノリティ」という）の積極的かつ持続した役割を奨励し、紛争後の平和の構築、統合および維持に対するマイノリティの貢献を促進しなければならない。
- 2 国家、地方公共団体、地域および国際的な組織ならびにこれらの領域における機構において、意思決定のあらゆるレベルにおいて、マイノリティの代表を増員しなければならない。

##### 第13条（国際法の遵守）

すべての人は、すべての国家に対し、国際人権法および国際人道法を含む、国際法規範を効果的に遵守するよう要求する権利を有する。

##### 第14条（国家等の役割）

- 1 すべての国家、国際組織とりわけ国際連合、および市民社会は、不平等、排除および貧困をなくすための機構を発展させ強化しなければならない。
- 2 すべての国家、国際組織とりわけ国際連合、および市民社会は、ともに、紛争の調停、特に宗教および民族またはそのいずれかに関連する紛争の調停において、積極的な役割を果たさなければならない。

##### 第15条（国家による安全保障）

- 1 すべての国家は、軍事および関連予算に対する民主的統制を確保し、国家および人間の安全保障の必要性和政策、および防衛と安全保障の予算編成に関する公開討論を確保し、ならびに国民に対する説明責任を確保しなければならない。

ない。

- 2 すべての国家は、人間の安全保障のような、市民の視点に立った安全保障の構想を追求しなければならない。

#### 第16条（国際的な司法作用）

国際的な法の支配を強化するため、すべての国家は、すべての国家に平等に適用される国際的な司法作用を支援し、かつ、集団殺害、人道に対する犯罪、戦争犯罪および侵略犯罪を訴追するよう努力しなければならない。

### 第五章 平和を実現するための権利

#### 第17条（武器取引の禁止）

- 1 すべての国家は、武器開発・研究の禁止、武器取引の厳格かつ透明な管理、および違法な武器取引の禁止に積極的に取り組まなければならない。
- 2 すべての国家は、包括的かつ実効的な国際的監視の下において、共同的および協調的な方法で、かつ合理的な期間内で、いっそう軍縮を進めなければならない。

#### 第18条（戦争被爆国として）

- 1 すべての人は、人間を中心に据えた安全保障の考えのもと、対決ではなく対話によって核兵器廃絶への道を着実に歩むことを求める権利を有する。
- 2 すべての人は、国家に対して核兵器廃絶への決意を明確にすることを求める権利を有する。
- 3 国家は核兵器を製造し、保有し、持ち込ませ又は使用してはならない。

#### 第19条（大量破壊兵器のない世界に生きる権利）

- 1 すべての集団および個人は、核兵器、化学兵器および生物兵器を含む、すべての大量破壊兵器または無差別的効果のある兵器（以下、「大量破壊兵器等」という）のない世界に生きる権利を有する。
- 2 すべての国家は大量破壊兵器等を研究し、製造し、保有し、持ち込ませ又は使用してはならない。
- 3 すべての国家は、早急に、大量破壊兵器等を廃絶しなければならない。
- 4 大量破壊兵器等を使用してきた国家は、与えた損害をすべて修復することに

より、環境を回復する義務を負う。

- 5 すべての国家は、平和地帯および非核兵器地帯の創設および促進する義務を負う。
- 6 すべての集団および個人は、軍縮により解放された資源を、集団の経済的、社会的および文化的な発展のために使う権利を有し、かつ特に最貧国や弱い立場のグループの需要に応じて、天然資源を公正に再分配する権利を有する。

#### 第20条(兵役に対する良心的拒否の権利)

- 1 すべての国家は、徴兵制、徴用、及びその他軍事のための強制的な労働を廃止しなければならない。
- 2 すべての個人は、良心的兵役拒否の権利を有する。
- 3 すべての国家は、国内外を問わず、軍隊その他治安機関の構成員による侵略戦争その他武力による作戦行動への参加を防止する義務を負う。
- 4 軍隊その他治安機関は、その構成員に対し、国際連合憲章、国際人権法または国際人道法に反する命令をしてはならない。
- 5 軍隊その他治安機関の構成員は、国際連合憲章、国際人権法または国際人道法に反する命令に従わない権利及び義務を有する。また、この権利行使は軍法違反とならない。

#### 第21条(民間軍事会社)

- 1 すべての国家は、軍事及び国防に関する機能を外部委託してはならない。また、傭兵の使用は国際法に反し、許されない。
- 2 すべての国家は、民間軍事会社等の国際人権法及び国際人道法に適合しない活動を禁止しなければならない。
- 3 すべての国家は、民間軍事会社等に関して、明確な基準に基づく監督・監視体制を確立しなければならない。
- 4 すべての国家は、民間軍事会社等に国内法・国際法違反について説明義務を負わせるために必要な措置をとる義務を負う。
- 5 民間軍事会社等に責任を帰属させることが可能な場合も、国家の責任は排除されない。
- 6 国家及び国際連合は、民間軍事会社等の活動の監視基準を確立しなければならない。



- 7 国家及び国際連合は、民間軍事会社等がした人権侵害について、国家及び国際機関の責任を強化し、その責任を明確にしなければならない。

#### 第22条(企業の義務)

- 1 企業は、人権侵害を助長する事業を行ってはならない。
- 2 すべての人は、人権侵害を助長する事業を行う企業に対してボイコット等をして、その活動の是正を要求する権利を有する。

### 第六章 平和教育および訓練

#### 第23条(平和と人権の教育への権利)

- 1 すべての人は、包括的な平和と人権の教育への権利を有する。
- 2 前項の教育は、すべての教育システムの基礎におかれるべきであり、信頼、連帯および相互尊重に基づく社会プロセスを生み出し、ジェンダーの視点を取り入れ、紛争の平和的解決を促進し、「平和の文化に関する宣言と行動計画」ならびに多文化間の対話という枠組みの中で人間関係を捉えるという新たな道へと導くものでなければならない。
- 3 すべての人は、その生涯を通じて、創造的で非暴力的な紛争解決に関与するために必要とされる能力を要求し、かつ、獲得する権利を有する。

#### 第24条(情報を受領する権利)

- 1 すべての人は、国際人権法に従い、軍事的な目的に有利となるような情報操作から保護されるために、検閲を受けることなく、さまざまな情報源からの情報にアクセスし、かつ、これを受け取る権利を有する。
- 2 戦争のためのプロパガンダは禁止されなければならない。

#### 第25条(告発・活動の権利)

すべての人は、政府または民間部門による干渉なしに、平和に対する権利を脅かすまたはこれを侵害するいかなる事象についてもこれを告発し、かつ、平穏な政治的、社会的および文化的活動に自由に参加する権利を有する。

#### 第26条(マイノリティを保護する権利)

すべての国は、以下の義務を負う。

- 1 教科書およびメディアから、憎悪のこもったメッセージ、歪曲、偏見および否定的な先入観を排除し、暴力の賞賛およびその正当化を禁止し、ならびに世界の主要な文化、文明および宗教に関する基本的な知識および理解を確保し、かつ、外国人排斥主義を予防するため、教育上の努力を一層すること。
- 2 人権に基づくアプローチ、文化的多様性、異文化間対話および持続的発展を反映させるよう、教育および文化に関する政策を、常に見直しかつ改訂すること。
- 3 マイノリティに対して差別的な国内法および政策を見直し、かつドメスティック・バイオレンス、女性および少女の人身売買ならびにジェンダーに基づく暴力に対処する立法を採択すること。

#### 第27条(圧政に対する抵抗及び反対)

- 1 すべての集団及び個人は、植民地支配・外国の占領・国内圧政に、抵抗し反対する権利を有する。
- 2 すべての集団及び個人は、戦争プロパガンダまたは暴力や平和への権利侵害の扇動に反対する権利を有する。

#### 第28条(発展への権利)

- 1 すべての人は、あらゆる人権・自由の実現に資する、経済的・社会的・文化的・政治的な発展に参加・貢献し、これを享受する権利を有する。
- 2 すべての人は、貧困及び社会的排除を生み出す不公正などの、発展への権利の実現の障害を取り除く権利を有する。
- 3 すべての国家は、発展への権利及びその他の人権の保護・促進と障害の除去に向けて、協力する義務を負う。
- 4 すべての国家は、平和及び安全並びに発展を追求しなければならない。

### 第七章 平和を実現するための人権

#### 第29条(環境)

- 1 すべての人は、安全で汚染されておらず、かつ平和的な環境で暮らす権利を有する。
- 2 すべての人は、持続可能な発展を行うとともに、気候変動を含む環境破壊を防ぐために行動する権利を有する。
- 3 すべての国家、国際組織および企業その他の団体は、持続可能な発展を行う

ため、気候変動や公害を含む環境破壊を防ぐ責任を負う。

- 4 すべての国家、国際組織および企業その他の団体は、過失による場合を含めて、武力の行使により環境に悪影響を及ぼさない義務を負う。

#### 第30条（被害者、傷つきやすい境遇に置かれた集団）

- 1 すべての人は、国家、国際組織、企業その他の団体及び個人から、人権侵害を受けた場合、消滅時効にかかることなく、真実を知り、かつ侵害された権利を回復する権利、事実の調査を行わせ、それらが犯罪にあたる場合には、責任を負う者の検挙及び処罰と刑事裁判に問う権利、原状回復、賠償、補償及び謝罪を受け、実効的かつ全面的な救済を受ける権利を有する。
- 2 すべての人は、国家、国際組織、企業その他の団体及び個人に対し、人権侵害が繰り返されないよう保障させる権利を有する。
- 3 侵略、集団殺害（ジェノサイド）、他国による占領、人種差別、外国人差別、差別的な分離および隔離および植民地主義によって被害を受けたすべての人は、平和への権利を侵害された被害者として、格別の配慮を受ける必要がある。
- 4 すべての国家は、傷つきやすい境遇に置かれた集団（先住民族・少数民族・外国人・性的マイノリティ・女性・子供など）に所属する人々の権利を侵害する、さまざまな形態の暴力を防ぐ責任を負う。
- 5 すべての国家は、傷つきやすい境遇に置かれた集団に所属する人々が、救済策の決定に関与する権利を承認し、救済の措置を確保する義務を負う。

#### 第31条（難民および移民）

- 1 すべての人は、国際法に則り、差別されることなく、難民の地位を求め、これを享受する権利を有する。
- 2 すべての難民は、迫害の原因が除去された後および武力紛争の終結後に、尊厳をもって、かつ正当な保証を受けて、難民となる前に居住していた国または地域に自発的に帰還する権利を有する。
- 3 すべての国家は、難民の問題状況に対して特別な配慮をする義務を負う。
- 4 すべての移民は、国家の移民政策に意見を表明する権利を有する。国家は、移民の集団の境遇について特別な配慮をする義務を有する。
- 5 すべての国家は、移民に対するものも含めて、人種差別や外国人排斥主義を禁止し、防止する義務を負う。

6 すべての国家は、国籍や出身に関係なく、また移民としての地位のいかんを問わず、自国の管轄下にいるすべての個人の人権を尊重し、保障し、実現する義務を負う。

#### 第32条(故郷における暮らしを奪われない権利)

- 1 すべての人は、意に反して本人または先祖の出生地及び居住地(以下、「故郷」という)を奪われない権利を有する。「奪われない」とは、故郷を物理的に破壊されないことだけでなく、政治的もしくは経済的に、他国により植民地化されないことも含む。
- 2 すべての人は、故郷で平穏に暮らすことを妨げられない。

#### 第33条(宗教的人格権)

- 1 すべての人は、静謐な宗教的環境の下で自らの信仰、宗教的行為をなす権利を有する。
- 2 すべての人は、死去した近親者の追慕、慰霊等については、自己の意思に反しない宗教的方法によってのみ行われることにより、その信仰に関する心の静謐を保持する権利を有する。
- 3 日本国は、いかなる宗教団体に対しても特権を付与したり、政治的圧力をかけてはならない。
- 4 日本国は、戦没者の追悼のために、宗教施設を利用してはならない。

#### 第34条(参政権)

すべての人は、その居住している場所がどこであろうと、自らが国籍を有する国の国会議員を選定するための選挙に参加する権利を有するとともに、文民を長とする民主的正統性を有した政府を選定する権利を有する。ただし、すべての国は、法律で他国の国籍を有している者に対して、参政権を付与することは妨げられない。

#### 第35条(思想良心の自由)

すべての人は、いかなる軍国主義思想、国家主義思想を強制されることはなく、思想及び良心の自由を侵されることのない権利を有する。

#### 第36条(財産権)

すべての人は、その所有するいかなる財産を、国家による戦争または他国の戦争行為のために徴収されることのない権利を有する。

#### 第37条(援助する義務・援助を求める権利)

- 1 裕福な国家が、不公正な経済構造を通じて、貧困に苦しむ国家を収奪・搾取し続けてきたことを確認する。
- 2 裕福な国家は、貧困に苦しむ、国家及び国外の市民に対して援助する義務を負う。
- 3 国家は、貧困だけでなく、経済的格差自体が人間の尊厳を毀損することを確認し、格差を縮小するようでき得る対策をとる義務を負う。

#### 第38条(食糧への権利)

- 1 すべての人は、飢えない自由と十分な栄養を有する多様な食糧及び食事にアクセスできる権利を有する。
- 2 裕福な国家は、すべての人が前項の権利保障の実現が図られるよう、地球上の農業体制、食品流通体制を正さなければならない。

#### 第39条(腐敗を追及する権利)

- 1 すべての人は、汚職・贈収賄で腐敗した政府に是正を要求し、それを行った公務員を懲戒を要求する権利及び罷免する権利を有する。
- 2 政府と公務員の腐敗は、市民の福祉及び人権を侵害することを確認する。

#### 第40条(健康に対する権利)

すべての人は、適切かつ十分な医療を受ける権利を有する。

#### 第41条(歴史修正主義への対抗)

- 1 すべての国家は、自国の犯した人権侵害や植民地支配の歴史を直視し、市民に伝えていく義務を負う。
- 2 すべての人は、何人によるものであっても、歴史修正主義的プロパガンダを中止させるよう国家に要請する権利を有する。

#### 第42条(ヘイトスピーチの禁止)

- 1 すべての人は、公然と、人種的差別を誘発、助長、扇動する目的でなされる言動、または人種的差別を誘発、助長、扇動する効果を有する言動(以下、「差別助長的言動」という)をしてはならない。
- 2 国家は、差別助長的言動について、実態調査や監視、根絶に向けた施策の提言、差別助長的言動を行う者に対する勧告、禁止命令、過料処分、告発を行う専門機関を設置する義務を負う。
- 3 国家は、専門機関が過料処分を発出した後も禁止命令に違反して再度同様のヘイトスピーチを行う者に対して、罰則を設ける義務を負う。

## 第八章 平和を維持するための手続

### 第43条(統治行為論の否定)

全ての国の国内司法機関及び国際的司法機関は、高度な政治性があるとの理由をもって、軍隊、統治機関、執行機関等の活動に対する司法審査を回避してはならない。

### 第44条(外交的保護権の放棄の禁止)

- 1 すべての国家は、個人の人権侵害に関して、外交的保護権を放棄することはできない。
- 2 すべての国家は、個人の人権侵害の救済について、外交的保護権を行使し、賠償請求を行う権利を得たときには、人権侵害を受けた当該個人に対して、補償しなければならない。

### 第45条(国家による個人請求権の放棄の禁止)

国家は、人権侵害を受けた個人の加害者に対する請求権を放棄し、または、その行使を妨げてはならない。

### 第46条(義務の履行)

- 1 平和への権利の保持、促進および履行は、すべての国家が負う基本的な義務である。
- 2 国家は、あらゆる必要な分野において、平和への権利の実現を達成するために協力しなければならない。
- 3 市民社会、学術界、メディアおよび企業は、平和への権利の実効的かつ実践的

な実現のために、国家および国際組織を超えた活動が求められ、包括的かつ積極的に貢献する義務を負う。

4 すべての個人および団体は、平和への権利の尊重を促進する努力をしなければならない。

5 すべての国家は、平和への権利を含む人権の侵害を防止し、人権および人間の尊厳を保護するため、国際連合の決定を遵守する義務を負う。

6 国連の総会、安全保障理事会、人権理事会およびその他の権限ある機関は、国際平和および人権を保護するため、効果的な措置を取る義務を負う。

#### 第47条(最終規定)

1 この宣言の条項は、各国の国内法に従って規定され、または適用可能な国際法から導き出される、平和への権利を効果的に実現するためにいっそうふさわしいその他いかなる規定に影響を及ぼすことなく、適用されなければならない。

2 すべての国家は、この宣言の規定の効果的な実現を促進するために、関連する立法上、司法上、行政上、教育上またはその他の必要な措置をとることによって、この宣言の条項を誠実に実施しなければならない。